

大和市告示第11号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年1月21日

大和市長 大木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「受入」を「受入れ」に改める。

第2条中「補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改め、同条第1号中「第3項第13号」を「第3項第14号」に改め、同号イ中「賃貸物件等による小規模保育事業所改修等事業」を「小規模保育改修等事業」に改め、同号ウ中「認可化移行改修事業」を「認可化移行改修等事業」に改め、同号エ中「家庭的保育事業の実施施設に係る改修事業」を「家庭的保育改修等事業」に改める。

第4条第2項中「それぞれ」を削り、同条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 小規模保育改修等事業

(3) 認可化移行改修等事業

第4条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表第1事業の欄中	「	賃貸物件等による小規模 保育事業所改修等事業	を	「	小規模保育改修等事業	に改め、
	認可化移行改修事業	認可化移行改修等事業				
	家庭的保育事業の実施施設に係る改修事業	家庭的保育改修等事業				
	」			」		

同表対象経費の欄中「改修費等」を「工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料」に改め、「敷金を除く。）」の次に「、備品購入費並びに負担金、補助及び交付金」を加え、「移転費及び仮設設置費」を「工事請負費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）、備品購入費並びに負担

金、補助及び交付金」に、「借り上げ」を「借上げ」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした申請、決定その他の行為とみなす。